

## 本宮市農業委員会 平成30年12月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年12月20日(木) 午後3時00分
2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」
3. 出席委員

### 農業委員会委員

- |    |       |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1番 | 佐藤 孝昭 | 2番 | 渡辺 喜一 | 3番 | 渡邊 謙輔 |
| 4番 | 國分 政利 | 5番 | 遠藤 政幸 | 6番 | 國分 新司 |
| 7番 | 渡邊 孝一 | 8番 | 渡邊 平二 | 9番 | 伊藤 隆一 |

### 農地利用最適化推進委員

- |     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 石橋 広基 | 2番  | 遠藤栄太郎 | 3番  | 遠藤 俊雄 |
| 4番  | 遠藤 秀男 | 5番  | 國分 隆一 |     |       |
| 7番  | 三瓶 和彦 | 8番  | 三瓶 修藏 | 9番  | 鍋島 正則 |
| 10番 | 根本 市徳 | 11番 | 渡邊 善幸 | 12番 | 渡邊 利一 |

### 4. 欠席委員

5. 遅参委員 農地利用最適化推進委員 6番 佐藤 一徳
6. 職員 事務局長 三瓶 隆
7. 書記 農地係長 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会12月定例会を開会いたします。遅刻の通告は、推進委員6番佐藤一徳委員であります。開会を会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会12月定例会を開会いたします。

事務局長 続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員1番佐藤孝昭委員、農業委員2番渡辺喜一委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

6番國分新司委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました、國分新司です。今回は、渡邊謙輔委員、國分隆一委員、渡邊善幸委員で調査を実施しました。去る12月11日(火)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。議案第62号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第4条第1項の規定に基づくもので、駐車場敷地の転用です。いずれの申請地

も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。次に、議案第 63 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、主なものとしましては、資材置場敷地、駐車場敷地、一般住宅敷地の転用です。いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。

会長伊藤 隆一 続いて、11 月定例会での許可についての報告と報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」に対する報告について」を事務局より報告いたさせます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 11 月定例会許可分は、11 月 26 日付で、許可指令証を交付いたしました。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 66 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。最初に、件番 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。

遠藤政幸委員 議案第 61 号件番 1 について、12 月 16 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤俊雄委員と致しました。件番 1 については、耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 61 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 61 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 62 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 4 条第 1 項に基づく議案を上程いたします。最初に件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 62 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 62 号農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 63 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項に基づく議案を上程いたします。最初に件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。

会長伊藤 隆一 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。次に件番 2 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)  
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
 事務局長 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。 議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定  
 に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 3 は  
 許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求  
 めます。  
 事務局長 議長  
 会長伊藤 隆一 事務局長  
 事務局長 (事務局朗読・説明)  
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 事務局長 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
 事務局長 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
 会長伊藤 隆一 議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 4 は許可することに異  
 議ありませんか。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 4 は  
 許可することに決定いたしました。次に、件番 5 について事務局の説明を求め  
 ます。  
 事務局長 議長  
 会長伊藤 隆一 事務局長  
 事務局長 (事務局朗読・説明)  
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
 会長伊藤 隆一 議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 5 は許可することに異  
 議ありませんか。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、件番 5 は  
 許可することに決定いたしました。次に件番 6 について事務局の説明を求めま  
 す。  
 事務局長 議長  
 会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 63 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。

会長伊藤 隆一 それでは、次に、議案第 64 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

会長伊藤 隆一 なお、「新規設定」の番号 1 番、番号 2 番につきましては、本農業委員会委員、5 番遠藤政幸委員が当事者となっております。よって農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することは制限されておりますので、議案審議の間、退席を致します。暫時、休議します。  
(休議中)

5 番遠藤政幸委員 (退席)

会長伊藤 隆一 それでは再開します。まず、「新規設定」番号 1 番及び番号 2 番の議案に対する質疑を行います。

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 64 号「農用地利用集積計画の決定について」の番号 1 番及び番号 2 番の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。5 番遠藤政幸委員の復席を求めます。暫時、休議します。  
(休議中)

(5 番遠藤政幸委員着席)

会長伊藤 隆一 次に、「再設定」番号 1 から 12 番の 12 件と、「新規設定」番号 3 番から 9 番の 7 件の議案に対する質疑を行います。

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

会長伊藤 隆一 議案第 64 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 1 番から 12 番の 12 件と、「新規設定」番号 3 番から 9 番の 7 件について、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 64 号「農用地利用集積計画の決定について」の「再設定」番号 1 番から 12 番の 12 件と、「新規設定」番号 3 番から 9 番の 7 件について、本宮市長より送付された計画（案）のとおり決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
- 事務局長 本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
- 会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 12 月定例会を閉会いたします。

平成 30 年 12 月 20 日

(閉会午後 3 時 38 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

---

議席 1 番委員 佐藤 孝昭

---

議席 2 番委員 渡辺 喜一

---